



香都計第323号

香取市都市計画審議会 様

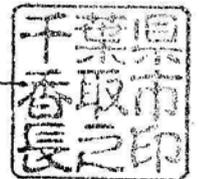
佐原都市計画道路の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、平成23年7月8日付け都第164号-2で別紙のとおり千葉県知事から本市に意見が求められました。

本市の意見として回答するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

平成23年 8月26日

香取市長 宇井 成

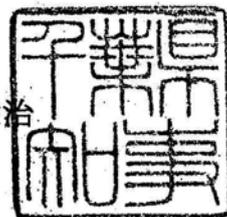




都計第164号-2  
平成23年7月8日

香取市長 宇井 成一 様

千葉県知事 鈴木 栄治



佐原都市計画道路の変更について（照会）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴市の意見を求めます。



### 佐原都市計画道路の変更(千葉県決定)

都市計画道路中3・4・4号仁井宿与倉線及び3・4・8号佐原多古線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・4	仁井宿与倉線	香取市 佐原 字本宿耕地	香取市 山ノ辺 字橋替	香取市 牧野 字谷ツノ作	約4,220m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差 3箇所 JR成田線との立体交差	
	3・4・8	佐原多古線	香取市 佐原 字有町	香取市 牧野 字堂下	香取市 佐原 字荒久	約1,280m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 3箇所 JR成田線との立体交差	

「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由  
道路構造令に基づき適正な道路形状とするため、本書のとおり変更するものである。

### 佐原都市計画道路の変更の概要

番号	名称	変更の内容									
		旧路線名	旧番号	旧路線名	起点	終点	線形	延長	構造形式	車線の数	幅員
3・4・4	仁井宿与倉線	-	-	-	-	-	4,190m → 4,220m	-	2車線	-	3・4・8号との交差点形状の変更に伴い線形を変更する。
3・4・8	佐原多古線	-	-	-	短縮	変更	1,360m → 1,280m	-	2車線	-	3・4・4号との交差点形状の変更に伴い線形及び終点の位置を変更する。

## 都市計画道路変更理由書

香取市佐原地区では、中心市街地の活性化を図るため、JR佐原駅周辺整備をはじめとして、小野川周辺における歴史的町並み景観の保存や、広域交流拠点「水の郷さわら」の整備など、商業や観光交流に重点を置いた各種施策を展開しており、近年急激に来訪者が増加している。

しかしながら、それら周辺における幹線道路においては、慢性的な交通渋滞が発生しており、観光振興の一方で交通対策が急務となっている。

都市計画道路3・4・4号仁井宿与倉線は、国道51号並びに国道356号とともに佐原地区の市街地を取り囲む環状道路を形成し、中心市街地を迂回する形で両国道間のバイパスとなっており、通過交通の市街地への進入を抑制する効果が期待され、交通の円滑化に寄与する重要な幹線道路である。

当該道路は、千葉県および香取市が工区分けしながら整備促進し、全長約4.2kmのうち約2.9kmが完成し供用されているところで、地元では早期全線開通が望まれているところである。残り約1.3kmについては、現在、香取市が約0.9kmの整備を進めており、さらに今後、約0.4kmについて事業化が予定されている。今回、当該事業化予定の区間について、将来交通量等を踏まえ、道路構造令に基づき交差点部の線形等を変更し、円滑な交通処理を図ろうとするものである。

佐原都市計画図

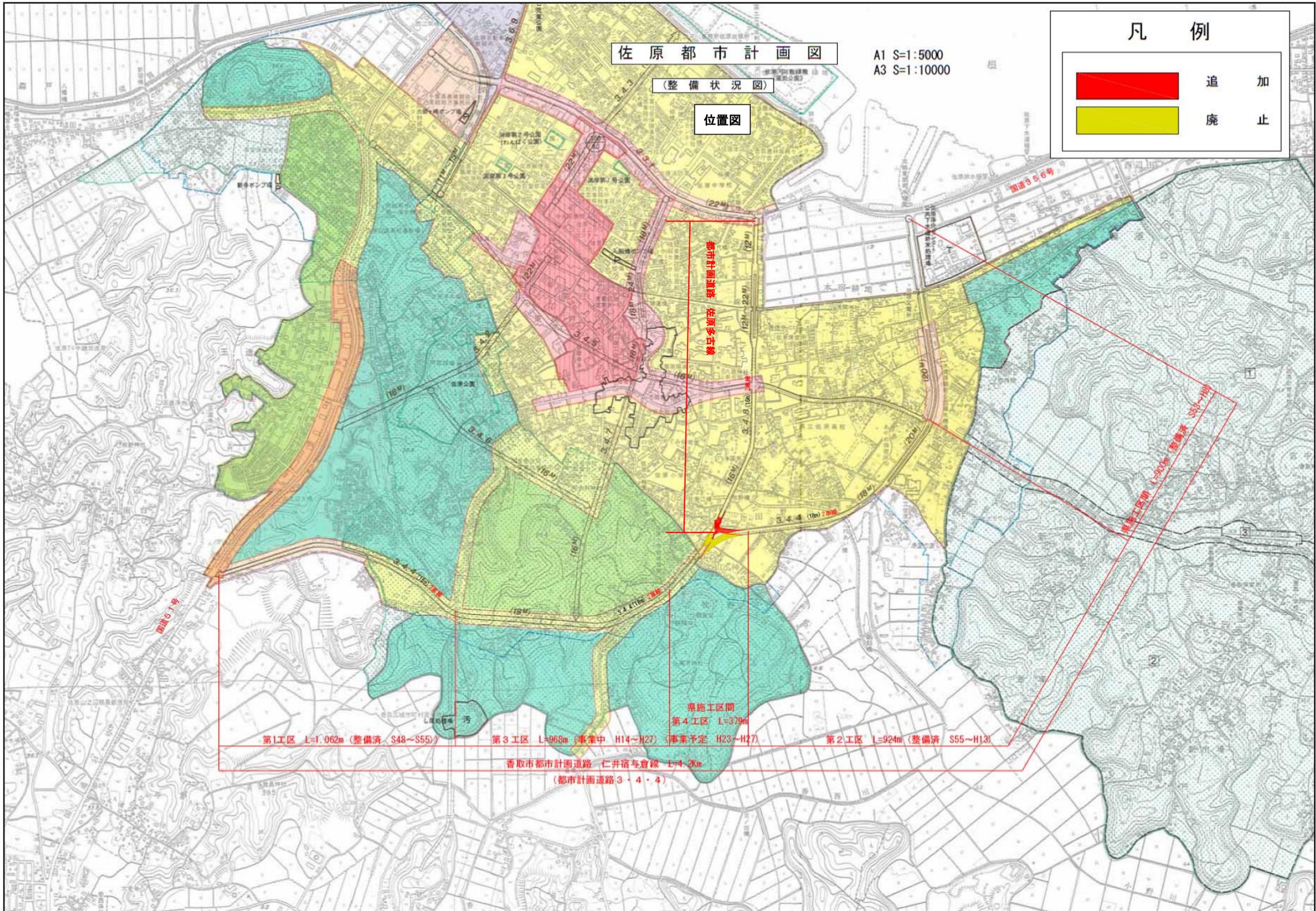
A1 S=1:5000  
A3 S=1:10000

(整備状況図)

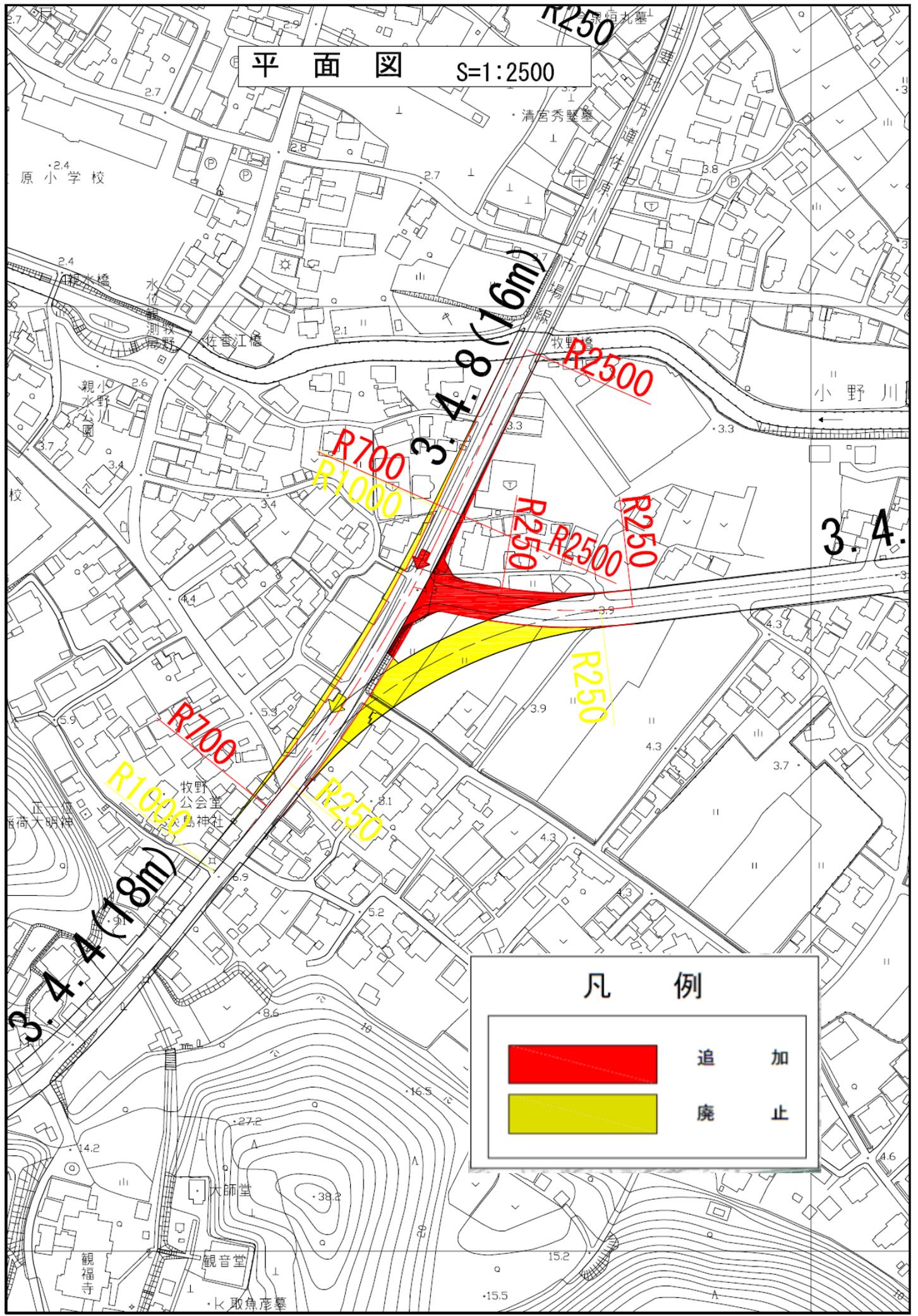
位置図

凡例

	追加
	廃止



平面図 S=1:2500



凡例

	追 加
	廃 止